徳島県復興指針推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう,「徳島県復興指針(以下「指針」という。)」に基づく事前復興の取組みを推進するため,「徳島県復興指針推進委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について専門的見地から検討し、県に対し意見を表明し又は助言する。
 - (1) 事前復興の推進に関すること。
 - (2) 指針に関すること。
 - (3) その他委員会が必要と認めること。

(委員)

- 第3条 委員会は、学識経験者、関係団体の職員等から、知事が委嘱する15名以内で 構成する。
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、とくしまゼロ作戦課事前復興室において処理する。

(雑目11)

第7条 この要綱に定める事項のほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。